

755

特 245

898

第五號及び第六號

文學博士 福來友吉 著

國體明徵

神宮禮拜協會發行



始



特245
898

信 條

- 第一條 天照大神ノ實在ヲ信ジ之ヲ體拜ス
- 第二條 彌榮ノ御神勅ハ日本皇道ノ根本原理ナリト信ズ
- 第三條 吾等ノ本體日本我ハ永久不滅ノ産靈ナリト信ズ
- 第四條 日本我ハ皇道實現ヲ本誓トシテ永久無限ノ彌榮活動ヲ持續ス
- 第五條 吾等ハ日本我ノ本誓實現ニ奉仕スベキ使命ヲ有ス

國 體 明 徵

文學博士 福 來 友 吉



が き

現代の知識人にして憲法を學んだ者の大多數は「天皇主權説」の「天皇機關説」を合理的な學説であると信じて居る。然るに今や、大多數の知識人によりて合理的として信じられて居る天皇機關説が、政府の命令によりて國體上宜しからざるものと決定されたのである。斯様にして日本の思想界は大なる疑惑の内に閉ぢこめらるゝことゝなつた。法學博士大谷美隆氏は其の好著「天皇主權論」に於て次の如く説いて居られる。

は、何と云つても天皇機關説が一番論理的であるもので、多くの學者は之を祖述し、その學理はないものと考へてゐたのである。他の説では忽ち論理に反し、又は法理に反するもの結論だけはよいとしても、迎も學説としては成立しなかつたのである。所が唯一の機關説が今度の問題で不可ないと云ふことになつて仕舞つたので、結局論理的な憲法學説と云ふものはなくなつて仕舞つたのである。

そこで多くの人達は、然らば何う考へたらよ



いかと云ふ疑問を起し、又一部の人は議會や軍部は時の勢であらう云ふ事を云ふけれども、矢張り機關説が眞理だと考へてゐる人も相當ある様である。實際天皇機關説を論理的に擊破する學説がないのであるから、斯様に考へるのも無理はないと思ふのである。(大谷博士著「天皇主權論」七頁)

右の様なわけであるから、内務省が美濃部博士の著書を發賣禁止しても、文部省が大學の講座から天皇機關説の講義を斥けても、天皇機關説其物は優秀なる學説として、知識人の思想中に依然として存在して居るのである。當分は政府當局の嚴重なる監視に押し付けられて姿を潜めて居るけれども機會さへあれば、いつ何時再び頭を擡げて勢力を振ふことが有るか測り知られないのである。實に

危険なことである。それで如何にして天皇機關説を日本の思想界から完全に驅逐すべきかと言ふことが、目下の重大問題である。

吾等の考へでは、天皇機關説を徹底的に打倒することは、單なる法學的理論を以てしては到底不可能である。單なる法學的理論を以てすれば、大谷博士の言はれた通り、天皇機關説が天皇主權説よりも優秀なる學説となるであらう。然らば、結局如何にすべきかと言ふに、徹底せる國體觀念を以てすることである。第六十七議會に於て、天皇機關説を排撃した唯一の理由は、それが法學的に不合理であると言ふことでなくして、日本の國體に反くからと言ふことであつた。斯る理由によりて、天皇機關説は滿場一致を以て、國體上許すべからざるものと議決されたのである。即ち國體觀

念が天皇機關説を倒したわけである。併し爰に極めて遺憾なことは、天皇機關説の反對者は唯單に「日本の國體に反くから」天皇機關説は不可であると言ふだけで、國體其物の何であるかを明示せざることである。其の結果、天皇機關説の支持者は、唯時世の勢によりて壓制的に破られただけで、學理的には破られたのでないと言つて、相變らず天皇機關説を信じて居る。だから天皇主權説は行政上では勝利者であるけれど、學理上で勝利者となつたのでないから、其の位置は極めて不安定なものである。それで天皇機關説を徹底的に打倒しても國體の本義を明徴にして、之れを國民の思想中に根深く植へ付けることより外に途がない。然るに國體の本義を究明し行くと、最後には神ながら

の信仰に到着する。天皇主權説は法理的には憲法第一條によりて一通り支持されるのであるが、其の憲法第一條の根元を極めると、終に神ながらの信仰に歸するのである。神ながらの信仰によらずして、單なる法學上の理論によりて天皇主權説を支持し得るものと思つて居た。だから如何に努力しても、其の理論は學説としては天皇機關説に及ばぬのである。今後、天皇主權説の眞理を闡明せんとする者は、神ながらの信仰を主とし、法學的理論を從とするの方法を取るべきものであると信ずる。

前陳の理由によりて、私は本論文に於て、神ながらの信仰を根據として國體の本義を明徴にし、

更に進んで國體の本義に基きて、天皇主權説を宣揚することに努力した。本論文によりて、聊かにも日本思想の善道上に資する所あらば幸甚の至りである。

第一章 日本國體の本義

日本の國家は他の如何なる國家にも見ることに出来ぬ日本獨爾の自性——個性或は本性——を具へて居る。日本の國體とは此の自性を指すのである。然らば其の自性とは如何なるものであるか。之を最も簡單に言へば次の通りである。

日本國家は天祖大神の御神意を意志とし、天壤無窮の皇運恢弘を目的として、永久無限に彌榮へ行かんとする民族の組織的活動體である。之が日本の國體である。然るに意志が目的實現の爲めに組織した活動體を人格と名付る。だから日本國體

は人格である。但し此の人格は法律學者の謂ふ法人でない。そのことは後に論ずる。

併し斯様に言つただけでは、まだ國體の本義を盡くして居らぬ。それで此の本義を明徴にする爲に、日本國家の國體中に含蓄された意義を(一)君民同祖、(二)君民一家、(三)皇統一系、(四)君國一體、(五)忠孝一本、(六)天神祭祀の六項目に分解して説明しようと思ふ。

第一 君民同祖 神代の昔、創造の神なる皇産靈即ち天之御中主神は伊邪那岐、伊邪那美の二神と舂現して無數の御子達を生み給ふた。其の内で皇産靈の全眞全質を完備して最も美はしく生れましたるは天照大神であらせられた。そこで伊邪那岐尊は大變に御悦び遊ばされて、御頸飾りの珠を取りて大神に賜ひ、次の如く詔り給ふた。

汝、命ハ高天原ヲ知ラセ

斯くて天照大神は高天原の大君となり給ひ、八百萬の神達は臣下となり給ふた。斯様に天照大神と八百萬の神達とは治者被治者の關係に於て君と臣との間柄とならせ給へども、其の元を糺せば同じ親神から生れました御同胞の間柄であらせられる。即ち君臣同祖である。而して其後、日本帝國が建設された後になりても、歴代天皇は天照大神の御直系の皇子孫であらせられ、國民は八百萬の神達の子孫であるから、矢張其の元を尋ねれば君民同祖である。此の點が西洋諸國と異なる日本國體の一特質である。

第二 君民一家 人間の身體は無數の細胞から成立して居るけれども、此等細胞は所々方々から寄り集つたものでなくして、根元の一細胞から分

裂したものである。だから此等細胞は如何程個々別々の性質を具へ居りても、根元一細胞の本體たる生命意志、即ち産靈に統一されて、人格的單一體としての身體を作り上げて居る。それと同様に日本の多數國民は所々方々からの寄り集りでなくして、根元の一祖先から分派したものである。靈的に見れば、一切の過去は不滅にして今も其の儘實在して居るのだから、天皇の御本體は今も昔の儘の天照大神の御本體の皇産靈であらせられ、吾等國民は其の祖先たる八百萬神の本體たる分産靈を其の儘に本具して居る。だから天皇と國民との關係は其の靈的本質に於て、今も昔の天祖大神と八百萬神との關係其儘である。即ち義は君臣にして情は親子なりと言ふ關係である。此の關係を君民一家と名ける。されば歴代天皇は國民を視るこ

と親の子を視るが如く愛し給ふたのである。明治天皇が明治元年に奥羽地方の臣民に對して下し給ふた御詔勅の内に、次の如き御言葉を拜讀する。

夫レ四海ノ内、孰カ朕ノ赤子ニアラザル。率土ノ濱、亦朕ノ一家ナリ。

大正天皇即位禮の勅語中に次の御文章を拜讀する
朕惟フニ、皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ、列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ、天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ、神器ヲ奉ジテ八州ニ臨ミ、皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス。爾臣民世々相繼ギ忠實公ニ奉ズ。義ハ即チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノ如ク、以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ。

第三 皇統一系 天祖大神は彌榮の御神意により、葦原の中國に永久無限の生命を有する日本國

體を肇造せんと決心して、皇孫瓊々杵命に三種の神器を賜ひ、次の如き御神勅を下し給ふた。

豐葦原ノ千五百秋の瑞穂ノ國ハ、是レ吾ガ子孫ノ王タルベキ地ナリ。宣シク爾皇孫就イテ治ラセ。サキクマセ。寶祚ノ隆エマサンコト、マサニ天壤ト窮リナカルベシ。

此の御神勅によりて、日本國が萬世一系の天皇によりて統治せらるゝと言ふ、日本國體の根本基礎が萬代不易の神則として確立したのである。萬世一系の天皇は、天祖大神の正系御子孫として皇産靈の跡現者であらせられる。だから歴代天皇は代々御替りになりても、其の御本體は終始一貫した久遠常住の皇産靈であらせられる。だから歴代天皇は凡て其御本體に於ては、天祖大神の御延長として、彌榮の御神意を以て日本を御統治遊ばすの

である。悠々たる長年の間、日本國家の世相に種々様々な變遷がありても、天祖大神の彌榮の御神意、並に此の御神意による天壤無窮の皇謨が萬代不易の神則となりて、終始一貫して之を統一するが故に、日本國體は永久生命の人格的單一性を維持し行くのである。

第四 君國一體 日本人は君民同祖であるから共同御祖先たる天祖大神の御本質、即ち彌榮の要求を共有して居る。それで天祖大神が彌榮の御神意によりて、天壤無窮の皇運を恢弘すべき永久の目的を昭示し給へば、八百萬神も同じく彌榮の要求を本有するによりて、天祖大神の詔らせ給ふた御事業に奉仕翼賛することを誓ひ給ふた。大君たる天祖大神の御神意と、臣下たる八百萬神達の使命とがびつたり合致して一致不二となつた。此の

事を君民一體、或は君國一體と名ける。それは丁度自然人に於ける心と身體との關係の様である。自然人に於ては、心と身體とは密接不可離で、二にして而も一なるもの、即ち心身一體である。それと同じ様に天皇と國民との關係も、二にして而も一なるもの、即ち君國一體である。但し自然人に於ては、其の身體を構成する細胞は生理的に結び付けられて居るから、孰れも全體から獨立して生きることが出来ぬのに反して、國體に於ては、それを構成する人間は生理的に結び付けられて居らぬから、孰れも國體組織から獨立して個人として生きることが出来る。それで人民は國民的と個人的との兩方面を有する。即ち人民は國民としては國體組織の内に生き、個人としては國體組織の外に生きて居る。それで爰に君國一體とは天

皇と國民との關係を意味するので、個人としての人間に關係なきことは無論である。

君國一體の意味は次の三方面から説明出来る。

(一)西洋の民主國家に於ては、國民が相談して決めたことが國家の意志で、國王或は大統領は其の機關となりて國家の意志を代行するのである。然るに日本の國體は永久生命の人格で、而して其の意志は國民の相談によりて決められたものでなくして、國體の生みの親たる天祖大神の御神意によりて、萬代不易の神則として決つて居るのである。而して天皇は天祖大神の御延長として、此の御神意を受け續ぎて國家を支配し給ふのである。

葦原のみづほの國の萬代もみだれぬ道は神ぞ
ひらきし(明治天皇御製)

それで天皇は國家の心、國家は天皇の身體にして

即ち君國一體である。

兵士が出征する時「御國の爲めに戦ふ」と言つて、「天皇の爲めに戦ふ」と言はぬから、兵士は國家の兵士にして、天皇の兵士でないなど言ふ人があるけれど、これは小供らしき愚説である。君國一體だから、「御國の爲めに戦ふ」とは「天皇の御國の爲めに戦ふ」と言ふことで、詰り「天皇の爲めに戦ふ」と言ふことを意味する。

(二)西洋の民主國家に於ては、國家統治の權利は國家自身に在りて、國王或は大統領は其の機關にすぎぬ。然るに日本の國體に在りては、天皇は皇祖皇宗から授り受け給ふた權利により、自ら統治せんとする自律的意志を以て國家を統治し給ふのである。明治天皇は憲法發布御勅語に於て、次の如く宣らせ給ふた。

國家統治ノ大權ハ朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ
子孫ニ傳フルトコロナリ

それで天皇は國家統治の主權者であらせられ、其の主權行使の爲めに、政府、議會、軍隊、國庫等の機關を設け給ふた。即ち天皇は心、此等機關は天皇の手足にして、君國一體である。此等機關を國家の機關と言ふのは、天皇が國家を統治し給ふ爲めの機關と言ふことで、詰り天皇の機關と言ふことに外ならぬ。

(三)西洋の民主國家に於ては、國王と國民との間柄は、個人と個人との對立關係である。國王が利すれば國民は損し、國民が得れば、國王が失ふと言ふ様な、權利爭奪の關係である。だから國王が權利を主張したけれど、議會が之を承認しない爲めに、國王が王位を退いたと言ふ事實がある。

甚しきは國民が國王を死刑に處したと言ふことさへある。然るに日本に於ては、天皇と國民との間柄は「義は君臣なれども情は父子なり」と言ふ、君民一家の家族關係である。天皇は國民を子の如く愛し給ひ、國民の苦樂を御自身の苦樂と同一視し給ふ。即ち天皇と國民とは利害休戚に於て一致不二である。即ち天皇は心、國民は天皇の耳目にして、君國一體である。

世治まり民安かれと祈るこそ我が身に盡きぬ
思ひなりけれ (後醍醐天皇御製)

罪あらばわれをとがめよ天つ神民はわが身の
生みし子なれば (明治天皇御製)

千萬の民と共に樂むにます樂はあらじとぞ
思ふ (同)

千早振神ぞ知るらん民の爲め世をやすかれと

祈る心は（同）

以上三方面から論じた所を総合的に約説すれば、次の通りである。

天皇は皇祖皇宗から承け継ぎ給へる大権により、國家を統治せんとする自律的目的を以て國家を統治し給ひ、國民の休戚を御自身の休戚と見給ひ、國家の一切機關を御自身の機關として使用し給ふのである。だから國家は天皇の國家にして君國一體である。此の點に就いて、上杉博士の説は吾人の意を得たるものである。即ち博士は次の如く論じて居る。

天皇は統治權者にして、自己の目的の爲めに自己の意志を以て統治したまふの統治權の主体である。本より天皇の國をしろしめす、これを私有し給ふに非ず。祖國の國家を子孫に

傳へ給ふの神聖なる天職を行ひたまふのである。天皇御一人の利益の爲めに、人民を支配したまふに非ず。天皇に私益無し。人民の幸福の爲めに宵衣旰食したまふのである。然れども、天皇はこれを自己の目的としたまふのである。他人の目的の爲めに統治したまふのではない。（遂條憲法講義「六―七頁」）

以上の通りであるから、國家法人論者は國家は天皇から獨立して自身の意志目的を有し、天皇は其の意志目的を代行し給ふにすぎぬと論ずるけれど、これは日本國體の本義たる君國一體を理解し得ざる者の邪説である。讀者は決して之が爲めに迷つてはならぬ。

第五 忠孝一本 以上の所説によりて、日本國體が永久無限に彌榮へ行く人格態であることが明

白になつたと信ずる。而して更に此の國體が日本獨爾の忠孝一本の道念に固められて、倫理的人格態となることを理解せねばならぬ。

吾が國は君民一家の家族國家である。吾等國民は各自銘々の祖先に對して孝道を盡くして居る。所が吾等國民が各自銘々の祖先を尋ね尋ねて其の極に達すれば、終に共同の御祖先なる天祖大神に歸着するわけである。だから吾等國民の孝道を其の根元まで突き詰め行くと、終に天祖大神に對して孝道を盡くすことになる。他方に於て、吾等國民は天皇に對して忠道を盡くして居る。所が天皇の御祖先は天祖大神であらせらるゝから、吾等國民は天祖大神の神靈に對して忠道を盡さねばならぬ。斯様に天祖大神は天皇の御祖先であり、又吾等國民の御祖先であらせらるゝから、吾等國民が

天祖大神に對して忠道を盡くすことは、同時に孝道を盡くすことになり、孝道を盡くすことは、同時に忠道を盡くすことになる。即ち天祖大神に對して忠孝は一本となるわけである。加之、歴代天皇は久遠常住の皇産靈の躰現者として、天祖大神と御本質に於て全く同一であらせられる。即ち天祖大神の御延長であらせられる。だから歴代天皇は天祖大神の御神意を以て大御心とせられ、臣民を見ること、我が子を見るが如く愛し給ふた。即ち義は君臣にして情は父子である。だから吾等國民も義としては天皇を大君と仰ぎ奉るも、情としては御親様として親み奉るべきである。天祖大神に盡くす忠道は即ち孝道と一本なるが如く、天皇に盡くす忠道も亦孝道と一本なるべきである。祖先に盡くす孝道の最高なるものは祖先の最大

本願として遺したる事業を成就することである。然るに天祖大神の最大本願として遺し給ふた御事業は、御神勅によりて明示し給ふた天壤無窮の皇運を恢弘することである。されば天皇は天祖大神の彌榮の御神意を受け繼ぎて、天壤無窮の皇運を恢弘することに無間斷の精進を続け給ふのである。それで吾等國民は天皇の臣にして子であると云ふ立場から、天祖大神に對し奉ると同じ忠孝一本の心持を以て、天皇に對し奉りて、皇運恢弘の御事業に奉仕翼賛し奉るべきである。斯様にして天皇中心の政體が成立するわけである。

以上の所論を約説すると次の通りである。日本では、君民一家の國體本義から忠孝一本の日本獨爾の倫理的道念が生れ、此の道念によりて國民は萬世一系の天皇を中心として、天壤無窮の皇運恢

弘に翼賛し奉つて居るのである。だから忠孝一本の道念は日本國體の一要義として缺くべからざるものである。教育勅語中にある次の御言葉は、此の意味を明示するものである。

吾ガ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ
世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我ガ國體ノ精華ニ
シテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

第六 天神祭祀 以上に於て、日本國體が忠孝一本の道念に固められて、倫理的人格態となることを説いたが、併しこれだけでは、まだ日本國體の本義を盡くしたとは謂はれない。何故なら、それだけでは日本の神國たる意味が現はれぬからである。神國としての日本國體は忠孝一本の道念に固められて倫理的人格態となるだけに止らずして更に進んで神ながらの信仰に基礎付けられて、宗

教的人格態となるのである。斯くして初めて、日本國が神の攝理を體現する神の國となるわけである。

神ながらの信仰とは祖神不滅、祖神守護の信仰、即ち天祖大神の神靈が不滅にして、常に日本を守護し給ふと言ふ信仰である。天皇は此の信仰によりて天神の神靈を祭祀し、其の御守護を受けつゝ、天壤無窮の皇運恢弘に精進し給ひ、國民は同じく天神を祭祀し、其の御守護を受けつゝ、天皇の御事業に奉仕翼賛し奉つて居る。爰に神國としての日本國體の本義が存在するのである。

朝な／＼御親の神に祈るかなわが國民を守り
たまへと (明治天皇御製)

いにしへの大御代には、しもがしもまで、たゞ
天皇の大御心を心として、ひたぶるに、大

命をかしくみぬやまつろひて、おのも／＼祖
神を齋き祭りつゝ、ほと／＼に、あるべきか
ぎりのわざをして、おだひしく、楽しく世を
わたらふほかなかりし。(本居宣長)

天神祭祀は天祖大神の御詔勅に由來するものである。天孫瓊々杵命が天祖大神の御神勅を奉じ、天の岩屋を立ち、豊葦原中國に御降臨遊ばさんとし給ふた時、天祖大神は八阪瓊曲玉、八咫の鏡、草薙劍を命に授け給ひ、特に鏡に就いては次の如く詔らせ給ふた。

コレノ鏡ハモハラアガ御魂トシテアガ御前ヲ
イツクガゴトイツキマツリ給ヘ

右御詔勅の意味は次の如く謹解すべきである

此ノ鏡ニ映ル汝ノ姿ヲ吾ガ姿ト思ヒ汝ノ心ニ
映ル我ガ心ヲ汝ノ心トシテ國ヲシロシメセ

已に日本政道の根本義は、天祖大神の御神意に基きて天壤無窮の皇運を恢弘するに在ることは、彌榮の御神勅によりて確定された。更に今、此の御詔勅によりて、重ねて

吳々モ我心ヲ汝ノ心トシテ國ヲ治メヨ

と宣らせ給ふたのである。幾千年の後にありても、吾等臣民は此の御詔勅を拜讀して、天祖大神の御慈悲心の如何に深大なりしやを偲び奉りて、感泣せずには居られないのである。されば歴代天皇は毎朝天祖大神を御祭祀に相成り、其の御神意を御自身の大御心に移して、然る後に政事を聞召し給ふのである。日本では天神祭祀を餘所にし、政事はないのである。

神風の伊勢の宮居を拜みての後こそきかみ朝まつりこと (明治天皇御製)

神風の伊勢の宮居の事をまづ今年も物の始めにぞきく (同)

右の如く、天祖大神を祭祀することは、天祖大神の御詔勅に由来することであるが、之が愈々國家の大禮と定りたるは神武天皇の御時である。天皇は天祖大神の御神意を御自分の大御心とせられ、其の御守護によりて幾多の困難に打ち勝ち、日本帝國を建設し給ふたのである。斯くて天下泰平に皇基安固となりたる時、天皇は靈時を大和の鳥見山に設けて、天祖大神を祭祀し給ふた。其の時の御詔勅は次の通りである。

我が皇祖ノ靈、天ヨリ降り鑒リテ、朕ガ躬ヲ光シ助ケタマヘリ。今諸ノ虜已ニ平キ、海内事ナシ。以テ天神ヲ郊祀して大孝ヲ申フベシ。

斯様にして天神祭祀が愈國家の大禮と定められ、

爾後歴代天祖は此の掟を嚴守し給ふて、今日に及んだのである。

天神祭祀の歴史的由來は前述の通りであるが、次に此の祭祀の基礎をなす神ながらの信仰に就きて説明しておかねばならぬ。

已に説明した通り、祭祀は祖靈不滅、祖靈守護と言ふ神ながらの信仰から生れたものである。即ち吾等の祖先の靈は現に生き居り、而して吾等を守護して居るのだから、吾等は此の靈に事へ、且つ其の守護を祈らねばならぬと言ふ心持が、祭祀を生み出したのである。併し現代の知識人は之を迷信として斥け、國體及び國民道德の根本たる祖靈祭祀を怠つて居るから、爰に彼等の思想の誤れることを十分明にしておきたいと思ふ。

吾等の心靈研究によれば、祖先の靈は實在し、

而して吾等を守護して居る。而して人間は誰でも其の靈を認識し得る靈覺を本有して居るのだけだ、現代人は、特に科學萬能主義に囚はれた知識人は、五官の知覺認識に囚はれて居る結果、靈覺の働きを失つて、靈の實在を認識し得ぬ様になつたのである。然るに原始民族は知覺認識によりて汚されて居なかつた爲めに、其靈覺を態く働かし得たのである。これは何處の原始民族にも共通のことであるが、特に神代時代の日本民族は優れた靈覺を働かして居たものと信じられる。日月星辰山水草木、凡そ目に見ゆる一切萬法を悉く靈の自現として認識することは、眞宗密教などでは非常に困難な修業によりて、阿耨多羅三藐三菩提を開發して初めて出来ること、言はれて居るが、これは知覺認識に囚はれた後世の人間に就いての談で

ある。知覺認識に囚はれない神代時代の日本民族は、本有の靈覺によりて、何の造作もなく一切萬法を靈の自現と認識して居たものである。古事記神代の卷を讀んで見ると、山には山の靈が有り、川には川の靈が有り、草には草の靈が有り、木には木の靈が有ると言ふ鹽梅で、一切萬法が靈の發現と記してある。これが宇宙の實相である。「色即ち心、心即ち色」と言ふことは弘法大師の説で、大變に理解し難き密義とされて居るが、神代時代の日本民族は、本有の靈覺によりて無造作に之を理解して居たのである。

凡て宗教と言ふものは知覺認識に囚はれて靈覺を失つた人間をして、知覺認識の束縛を脱して、失はれた本有の靈覺を取り戻さしめる爲めの教訓にすぎぬ。だから知覺認識の爲めに其の心を捉はれ

て、知覺世界に執着することを、宗教家は罪であるとして厳しく誡めて居る。弘法大師は次の如く説いて居られる。

法身の佛は常に光明を放ちて常に說法す。然るに罪を以ての故に、見ず聞かざること、譬へば日出るも盲者は見ず、雷霆地を振へども聾者は聞かざるが如し。

實に靈は一切の物質現象を通して吾等に話し掛けて居る。吾等の靈覺の耳は聾せるを以て、唯物質現象のみを知覺して、靈の言葉を聞き得ぬのである。佛教の目的は到彼岸であるが、到彼岸とは靈覺を開發して靈の世界と交通する事にすぎぬ。アダムとエバとは智慧の果實を喰つてエデンの花園から放逐されたと聖書に記してあるが、これは知覺意識の爲めに靈覺の働きを失ひ、神から許さ

れた自由を、個人的要求の爲めに悪用した罪によりて、靈の世界から追ひ出されたものと解釋して宜いであらう。此の罪を償ふ爲めに自ら犠牲となりて、人間の失つた靈覺を取り戻して、靈の世界と交通せしめやうとすることがキリストの出世本懐であつた。矢張り其の目的は到彼岸である。斯様に人間は靈覺を本有して居りながら、知覺認識の爲めに其の働きを失ふ。其の失はれた靈覺を取り戻すことが宗教の目的である。然るに神代時代の日本民族は、本有の靈覺を十分に發揮して居た。彼等は之によりて祖先の靈の實在を認識し、それと交通し、それによりて守護せられて居た。これが神ながらの信仰である。

併し祖靈の方に子孫を守護する心が有つても、子孫の方に之を受ける氣が無いならば、守護の事

實は出現しないものであることを看過してはならない。之を受ける氣が無いとは、無信仰にして祖靈を祭祀せざることである。靈界の扉を鎖すものは實に無信仰である。子孫が無信仰では、祖先の靈は守護しようと思つても、其の思ひが子孫に届かない。子孫を守護せんとする祖靈の慈悲と、祖靈の守護を受けんとする子孫の誠意と、此の二つがピッタリ一體となりて、爰に初めて守護の事實が出現するのである。これが祭祀の眞義である。「マツリ」の「マツ」とは神の心と人の心との一體、即ち神人合體を意味する。

以上に説明した通り、神代の日本民族は祖靈不滅と祖靈守護との固き信仰に基いて、祖靈に孝事し且つ其の神助を祈る心を以て、祖靈を祭祀したのである。此の意味は前に出した神武天皇の御詔

勅の内に完全に現はれて居る。

即ち「吾が皇祖ノ靈、天ヨリ降り鑿リテ」とあるは祖神不滅の信仰を示す。「朕カ躬ヲ光シ助ケタマヘリ」とあるは天皇が祖神の守護を體驗し給ふたことを示す。而して「天皇ヲ郊祀リ以テ大孝ヲ申ブベシ」とあるは、天祖大神の御神徳に對して、感謝し給ふ天皇の至誠を示すものである。即ち此の御詔勅中には祖神不滅、祖神守護、祖神祭祀の意味が悉く現はれて居る。だから此の御詔勅は神武天皇御自身の御信仰を示すものであると同時に、當時に於ける日本民族の神ながらの信仰が此の御詔勅中に結晶して居ると謂ふべきである。即ち當時の日本民族は共同の御祖先たる天祖大神の神靈の不滅を認識し、其の御守護を體驗し、至誠をこめて天祖大神を祭祀して居たことが、此の

御詔勅によりて推察し得られるのである。斯る神代時代の尊き神ながら信仰が、神武天皇以來二千六百年の間、少しも變ることなく天皇から天皇へと傳つて、今日でも宮中に於て昔ながらの神事が行はれると言ふことは、如何にも神祕な尊きことであると謂はねばならぬ。

わが國は神の末なり神祭る昔の手ぶり忘るなよゆめ (明治天皇御製)

とこしへに國守ります天地の神の祭をおろそかにすな (同)

日の本の國の光のそひゆくも神の御稜威によりてなりけり (同)

朝な／＼御親の神に祈るかなわが國民を守りたまへと (同)

建國以來悠々三千年、吾が國民思想は儒教、佛教

科學等の影響を受けて種々様々に變遷したにも拘らず、歴代天皇は終始一貫神ながらの信仰を堅持して天神祭祀を嚴修遊ばされたと言ふことは、如何なることを意味するであらうか。それは單に世界に類のない珍らしきことであると言ふ位に止るべきものでない。それは實に久遠常住の皇産靈神の深き御神慮によりて、迷へる國民の思想を御救濟遊ばすことを意味するのである。若し日本に斯る天皇が在らせられなかつたなら、國民は個人主義、物質主義に墮して、危難なる思想運動に狂奔して一生の生命を使ひつゝすであらう。けれど天祖大神の正統の御子孫に當らせらる萬世一系の天皇が、神ながらの信仰によりて天祖大神を御祭祀遊ばす事實を當面に仰ぎ奉つて居る。國民は此の嚴なる事實の前に、至深の感激を以て絶対に平服

する。神の子孫に當らせらるゝ歴代天皇が數千年の間、神ながらの信仰を御守りになりて、斯の如く日本を御統治遊ばすと言ふ事實は、神に關する如何なる哲人の經典よりも、國民に取りては神の實在の證明である。國民は斯る事實に救はれて、其の生くべき道を發見して、斯の如く強く生きて居るのである。

又世界文明國の諸民族も、原始時代に於ては、日本民族と同様に、靈覺の働きによりて祖靈の不滅を認識し、祖靈の守護を受けて居た筈であるのに、其の後色々の事情から靈覺を失ひ、祖靈の不滅を否定し、祖靈の守護を離れ、物質主義、個人主義、民主主義に墮して民族的團結の中心を失ひ、過激なる思想的動亂の渦中に不安の生活を送つて居るにも拘らず、獨り日本民族のみが天皇の御稜

威によりて神ながらの信仰を維持し、一意専心君國の爲に奉仕して居るのは何を意味するか。是れ單に驚異すべき事實と言ふだけに止らぬ。是れ正しく日本の天皇は、偉大なる御使命を負ひ給ふ事を意味するものと信ずる。或る猶太人は日本天皇をメシアであらせらるゝと言つて居ると聞いて居るが、猶太人の求むるが如きメシアであらせらるゝかどうか判らぬけれど、兎に角日本天皇は何等かの意味に於てメシアであらせらるゝに相違ない。若し神の攝理が地の上に行はるゝものであるなら日本天皇こそは其の攝理を行はせらるゝ現人神であらせらるゝに相違ない。

斯様に色々の方面から考へて見ると、どうしても吾が日本國は祖神によりて守護されて居る神國に相違ない。神國なるが故に、神の守護を失つて

唯科學の力だけで生きようとして居る世界文明國の間に在りて、日本のみが無類獨特の國體を具へて居るのである。吾等は斯る國に生れたことを無上の幸福として感謝すると同時に、西洋輸入の主義にかぶれて非國民的思想を拘き居る現代の知識人の爲めに、何とかして國體の本義を宣説し、其の迷夢を破りて、正しき日本人たらしめたいと思つて居る。

以上説き來つた六項目は、日本國體の基礎をなす萬代不易の事實憲法である。成文としては現はれ居らぬけれども、神代以來數千年の間、日本の國家的生命を統制し支配し來つた事實上の憲法である。

最後に注意すべきことは、國體の人格的統一種々に變動することである。自然人の人格的統一

はヒステリー、神經衰弱、感情激動、熱病等によりて亂されるものであるが、それと同様に、國體の人格的統一も種々の理由によりて動搖することを免れぬ。例へば鎌倉以來七百年の間、幕府が兵馬の權を恃んで、天下の政治を擅にしたことは、國體の人格統一を破つたものである。元龜天正の戰國時代は國體人格のヒステリーの錯亂である。明治維新の世となりて、大政奉還、廢藩置縣の改革によりて、天皇が一切の政事を御親裁遊ばすに至りて、國體は俄然として強固なる人格的統一を恢復した。唯、遺憾なことには政府當局は西洋崇拜の爲めに、再び此の人格的統一を薄弱なものにした。即ち政府が西洋の科學的文化を盲目的に取入れたことに禍されて、吾が思想界は物質主義、個人主義、自由主義、民主主義に侵されて、日本傳統

の民族的精神を失ふ様になつた。是れ確に國體人格の神經衰弱的不統一を意味する。所が、滿洲事變以來、國民は俄に覺醒して西洋崇拜主義を斥けて日本主義を強調する様になつた。天皇機關説の排撃は其の結果である。吾等は此の好機に乗じて以上の六項目を宣揚し、日本國體の人格的統一を強化せんとするのである。

第二章 立憲主義と國家法人説

美濃部博士の畢生の目的は立憲主義の政體、即ち國民自治の政體を日本に實現せんとすることであると察せられる。立憲主義の政體は天皇機關説を含んで居る。然るに天皇機關説を成立させるのには、どうしても國家法人説を前提とせねばならぬ。立憲主義と國家法人説は相互に提携して天皇機關説を助成するものである。私は天皇機關説を

打倒せんとするものであるが、此の目的を果さんとするに就いては、先づ博士の立憲主義と國家法人説とを検討して掛らねばならぬ。

然らば立憲主義とは何であるか。博士によると立憲主義の政體とは、國民自治と自由平等との思想を中心として成立する政體である。博士は次の如く論じて居られる。

立憲政體とは國民の代表機關として議會制度を有する近代的政體の意にして、近代的民主制と立憲的君主制とに通ずる觀念なり。……其の中心思想たるものに二つあり。一は國民自治の思想にして、一は自由平等の思想なり

(一)立憲政體は國民自治の思想に其の第一の根柢を有す。國家は國民の團體なるを以て、國家の統治は成るべく全國民の意向に基きて

行はれざるべからずとすることが其の思想の基く所以なり。……國家の必然の性質としては、唯國家其れ自身が統治權の主體たる事を主張し得るのみ。國家内に於て如何なる機關が、國家の活動の主腦者たる地位に在るべきは、各國の統治組織の問題にして、各國の歴史と國民の性情と社會的文化とに依りて定まらるべく、國家の必然の性質にあらず。……國民の自治の最も重要な機關として、立憲政體の中心要素を爲すものは議會なり。

(二)立憲政體の第二の根柢を爲すものは自由平等主義の思想なり。各人の人格を尊重し、各人をして出來得べきだけ自由に自己の固有能力を活動せしむることは、近代立憲政體の最も重要な倫理的要素にして、近代の

文化發達の歴史は、即ち人格解放の歴史なりと謂ふ事を得べし。其の思想は最初には純然たる個人主義を基礎とし、成るべく國家の權力を制限して、各個人が國權の束縛を受くる範圍を最小限度に止め、國家の任務を以て單に社會の安寧を維持し、外敵を防禦するに止まるべしと爲せりと雖、第十九世紀の後半以降の發達は、此の個人的自由の弱點を認め、之に加ふるに社會的倫理主義を以てするの必要を認識せしめ、隨て又國家の任務に關する思想も著しき變化を見るに至れり。〔憲法撮要〕
五九—六三頁

右の如く、博士は立憲主義の根柢を國民自治と自由平等との二思想に置いて居るけれど、此の兩者の内で國民自治の方に重點を置いて居ることが明

白である。而して博士によると、國家とは國民の團體にすぎぬから、國民自治とは國家自治を意味し、國家自治とは國家がそれ自身の權力によりて自身を統治すること、換言すれば國家は統治の主體であることを意味する。此の意味は博士の著書の所々に散見せらるゝが、最も簡明なるものは次の文章である。

君主主權主義といひ、國民主權主義といふは、唯國の憲法上の主義の問題であつて、即ち國の政體の差異に外ならぬ。その何れの主義を取るかを問はず、統治權は常に國家に屬する權利であつて、國家のみが統治權の主體である。國民主權主義を取るとしても、國民は國家の機關として統治を行ふのであり、君主主權主義に於ても亦、君主は國家の機關として

統治の最高の源たるのである。(「逐條憲法精義」一七頁)

以上紹介した所によりて、其の要點を約説して見ると、次の通りである。即ち立憲主義の政體とは、國家が自ら統治主權者として自分自身を統治する政體で、天皇は國家の機關として統治の事務を執るにすぎぬこととなる。即ち天皇機關説となる。そこで此の天皇機關説を成立させるには、國家を法人と見ることを前提とする。然らば法人とは何であるか。

法人とはそれ自身に於て人格無きに拘らず、國家統治上の便宜によりて、擬制的に人格有りとなされたものである。例へば株建會社の如きものである。株式會社は本來に於て人格者ではないけれど、法律上人格あるものと見なされて居る。即

ち法人である。法人はそれ自身に意志目的を有するものと見らるゝのであるが、併し法人は無形の假想物であるから、本來に於て意志も目的も有たぬ。それで株主が總會で決議したことを法人の意志と見なし、而して理事長を定めて之を實行せしめるのである。斯くして株式會社はそれ自身に意志を有する獨立の人格者となり、理事長はそれ自身獨立の人格者ではなくして、法人の意志を實行する爲めの機關であると言ふことになる。

美濃部博士の立憲主義を以て日本の政體を解釋するには、右の法人觀念を日本に當て嵌め、日本國家を法人と見ることが最も便利なのである。即ち國家を株式會社の如き法人と見、議會を株主總會と見、天皇を理事長と見、議會で決議したことが日本國家の意志となり、天皇は國家の代理人と

して其の意志を實行する役人と見ることが、博士の立憲主義の理想に恰當するのである。斯うなると國家は法人として自己を統治する權利の主體となり、天皇は國家の統治權を行使する爲めの機關と言ふことになる。即ち天皇機關説である。それで博士は立憲主義を宣揚する必要上、一生懸命に國家法人説を主張して居られる。今其の文證を引用すれば次の通りである。

法學上の觀念としては、國家は一の法人なり。法人とは法律上の人格を有する團體の意にして、或ば之を團體人と謂ふを得。多數の人類の結合より成り、其の全體を以て單一なる人格者たるものなり。(「憲法撮要」二二頁)

國家それ自身が一つの法人であり、權利主體であることは、我が憲法及法律の公認する所

であると言はねばならないのであります。

(昭和十年二月二十六日、貴族院議事速記)

博士は右の外、著書中諸所に於て國家法人説を力説して居る。若し日本國家が株式會社の様な法人であるなら、其の理事長に相當する天皇は國家の機關とならねばならぬが、併し日本國家は果して法人であるかどうか。之を判斷するには、博士の國家法人説は如何なるものであるか、其の内容性質をもつと詳しく吟味して見ねばならぬ。博士は國家の本質に就いて次の如く説いて居られる。

國家の本質に關する正當なる見解は、唯團體説にのみ求むることを得べし。團體説の主眼とする所は、國家が單に現在の國民のみならず、遠き父祖より生命を受け、後代子孫に其の生命を傳ふる國民の全體の結合より成

る單一體にして、其の分子たる國民各個人の生命とは異りたる永久的の生活體を爲し、其れ自身に目的を有し、殊に統治の力は此の團體的單一體に屬するものなることを主張するの點にあり。(「憲法撮要」一五頁)

右の文章中に現はれた國家の要義を分解的に見ると、國民の團體、人格性、單一性と言ふこととなるが、國民の團體と言ふことは爰では問題にならぬから、本章に於ては人格性及び單一性のみに就きて吟味することとする。

(一) 國家の人格性 國家は其れ自身に目的を有し、意志を有する人格であるとして、博士は次の如く論じて居られる。

國家は目的を有し、意志を有する主體なり。國家が目的及意志の主體なりと謂ふは、國家

が國民各個人又は其の一部の者の目的を達する爲め的手段として設立せられたるものに非ずして、過去現在未來に亘る永遠恒久の一體として、其れ自身の目的の爲めに活動するものなることを意味す。(「憲法撮要」一六頁)

吾人が團體的生活を爲し、其の團體が各個人の生命を超越して永續的存在を有するものなるに於ては、團體自身を以て目的の主體として認め、團體の一員として團體の爲にする各人の活動は、之を團體自身の活動として認むることは、社會上に於ける吾人の内部的考察の必然の結果ならざるべからず。(「憲法撮要」一七頁)

右の引用文によると、博士の考へでは、國家は其れ自身に生命を有し、意志を有し、目的を有つ所の

人格者であることは、心理的内部的考察によりて認識されると言ふのである。

(二) 國家の單一性 國家は永久生命を有する單一體である。國家の世相は時と共に移り變るが、それにも拘らず國家は國家として常に單一體である。博士は次の如く説いて居られる。

國家は國民より成ると雖、現在の國民のみが國家を構成するに非ず。歴代相承けて現在に至り、且つ將來に繼續する永遠恒久の單一體なり。國民各個人は絶えず新陳代謝し、現在の國民は百年前の國民に非ず、百年後の國民は又現在の國民と異ると雖、其の總ての變遷に拘らず、國家は尚同一の單一體として繼續す。(「憲法撮要」一五頁)

るにも拘らず、國家は單一體として永久に生續すと言ふことが文意の要旨である。更に博士は次の如く説いて居られる。

國家が單一體なる事の眞の根據は、唯國民の間に存する精神上的聯絡にのみ求むることを得。昔に時を同じくして生存する國民の心理に於て、單一體なりとするの自覺あるのみならず、時を異にする者の間に於ても、等しく精神上的聯絡を存し、單一體たる自覺を有す。國家の單一なることは、唯此の心理的要素に依りてのみ説明するを得べし。(「憲法撮要」一六頁)

して見ると、過去の國民と現在の國民の間に精神上的聯絡があることによりて、國家の單一體たるの自覺を生ずるのである。併し更に精神上的聯絡

とは何のことかと言へば、詰り國家の意志活動に矛盾なきこと、換言すれば國家の活動が同一の意志を以て前後統一されて居ることである。博士によれば、此のことは國家の組織體及び國家意志の不可分性と言ふことによりて證明されるのである之に就いて博士の説く所は次の通りである。

(甲) 國家の組織體 凡て組織とは一切の官能が相互矛盾せざる様、一の原理によりて統一せらるゝことである。博士は次の如く説いて居られる。

國家は組織體なり。組織體とは獨立の目的を有する單一體を爲し、其の目的を遂行する爲の意思組織を有するを謂ふ。(「憲法撮要」

一一八頁)

(乙) 國家意志の不可分性 國家の意志が唯一不可分のものであることが、國家單一體の必然結果

である。博士は次の如く説いて居られる。

國家の意思は唯一不可分なり。之を國權の不可分性と謂ふ。是れ國家が單一の人格者たることより生ずるや必然の結果にして、總ての人格者は法人にせよ、自然人にせよ、必ず單一の意志を有せざるなし。(「憲治撮要」二七頁)

以上の引用文の所論を綜合的に約説すれば、次の通りである。國家が、時の移ると共に其の國民の新陳代謝するにも拘らず、終始一貫せる唯一不可分の意志を以て組織的に活動し居ることを國家の單一體と稱するのである。假令國民は前後同一であつても、國家意志が突然變化して前後全く別なる時は、前の國家の單一體は破れて、後に新しき別の國家が出現したことになる。例へばロシアが一九

一七年に於て、帝政からソヴィエトに移つたのは、國家意志の根本變化によるので、即ち國家の單一體が破れたのである。それで國家が永久に其の單一體を失はぬ様にするには、永久不變の同一意志を以て活動せねばならぬわけである。

先づこれで、美濃部博士の國家法人説の正體を捉へることが出來た。それを簡単に約説すれば斯うである。

國家はそれ自身に意志を有し、目的を有する所の、永久生命の人格的單一體である。

これが博士の見た國家の正體である。所で斯う正體を捉へて見ると、國家は法人と言ふべきものでなくして、單に人格と言ふべきものである。換言すれば博士の國家法人説は國家人格説と改名すべきものである。其の理由は次の通りである。

(一) 法人とは本來に於て人格を有たぬものが法人法によりて擬制的に人格有るものとして見なされるにすぎぬ。併し國家を法人と認定すべき法人法は無いのだから、博士の説く國家は法人法によりて擬制的に認められた法人ではなくして、博士の心理的内部的考察によりて、それ自身に目的を有し意志を有する永久生命の人格的單一體として認識されたものである。

尙博士は國家の法人たることは社會的認識に基くとか、或は社會心理によりて認めらるゝとか、或は法人と觀念するとか、種々様々に説いて居られる。これは國家を法人と認むる法人法が無いのに、何故に國家を法人と呼ぶかと反對學者に追及されて、それを遁れんが爲めに手を替へ品を替へて説いて見たにすぎぬが、如何様に言ひ替へて見

ても、國家は法人にならぬのである。唯國家を人格であると言へば、それで済むことと思ふ。蓋し博士は國家を法人にしないで、天皇機關説を主張するのに都合が悪いので、法人説に執着したのであらう。

(二) 法人の意志は、法人に屬する構成員の相談によりて決定されて初めて存在するものである。然るに博士の説く國家の意志は、國家の構成員たる國民の相談を待たずして、それ自身に存在するものとして、博士の心理的内部的考察によりて認識されたものである。

(三) 法人の意志は法人に屬する機關の意見によりて時々變化する。だから永久不變の意志でない。然るに博士の説く國家は、永久生命の人格的單一體として永久不變の意志を豫想する。之を豫

想しなくては、博士の主張する永久生命の人格的單一體は成立しないわけである。

右の如き三理由によりて、美濃部博士の國家説は法人説と標榜されて居るけれど、實際に於ては人格説である。國家を法人として認むべき法人法が無いから、國家法人説は成立せぬけれど、國家は法によりて認められなくとも、人格として存在し得るのだから、國家人格説は成立する。美濃部博士は國家法人説の名によりて國家人格説を説いて居らるゝのである。それで、美濃部博士の國家法人説は、其の名儀通りでは不成立であるが、國家人格説と改名すれば十分に成立するのである。

さて然らば國家人格説と見るとして、之を日本の國家に當て嵌めて見ると、其の結果は何んなになるであらうか。已に説いた通り、博士の人格

説を簡單に約説すると、次の通りである。

國家はそれ自身に意志を有し、目的を有する所の、永久生命の人格的單一體である。

然るに已に前章に於て論じた通り、日本國體は立派な永久生命の人格である。即ち天祖大神の彌榮の御神意は永久不變の國家的意志である。天壤無窮の皇運を恢弘することは、永久不變の國家的目的である。日本の世相は如何様に變化しても、其の國民は如位様に新陳代謝しても、其の輿論は如何様に動搖しても、彌榮の御神意と天壤無窮の皇運とは終始一貫永久不變の神則として日本の生命を支配して居る。日本の國家は此の御神意と皇運によりて、永久生命を有する人格的單一體となつて居る。西洋の國民自治の諸國では、其の國家的意志と國家的目的とは國民の輿論に伴れて動

搖不定であるに、唯獨り日本の國家的意志と國家的目的とは神代以來終始一貫して萬代不易である。だから日本國家のみが眞正に永久生命の人格的單一體である。博士の國家人格説は、日本の國體によりて日本國家に能く當て嵌まるのである。若し此の國體が無いならば、博士の國家人格説は日本に當て嵌まらないのである。

併し日本の國體を認めることによりて、國家人格説を日本國家に當て嵌めることは、博士の立場として許すべからざることである。何故なら、博士は立憲主義の主張者として、日本の國體を甚しく嫌つて居らるゝからである。博士は次の如く言つて居られる。

國體の觀念は、わが帝國が開闢以來萬世一系の皇統を上に戴いて居る事の歴史的事實と、

わが國民が皇室に對して、世界に比類なき崇敬忠順の感情を有することの倫理的事實とを示す觀念であつて、現在の憲法的制度を示すものでない。國體を理由として、現在の憲法的制度に於ける君權の萬能を主張するが如きは、全然憲法の精神を誤るものである。(「逐條憲法精義」序文四—五頁)

斯う言ふ譯だから、博士は何處までも日本の國家から國體を抜き去り、其の他の部分によりて日本の國家の人格性を説かんとするのである。併し日本の國家から其の國體を抜き去つたならば、何處に人格性となるべきものがあるか。日本國家が獨爾の國體を有すればこそ、國民の思想や輿論に如何程の變動がありても、彌榮の御神意と天壤無窮の皇運恢弘とが、永久不變の國家的意志と國家的目的

的として國家を統一して、永久生命の人格的單一體たらしめるのである。之に反して、若し日本國家から國體の根本要義たる彌榮の御神意と天壤無窮の皇運恢弘とを取り去れば、残る所は動搖不定にして何等の統一もなき國民の思想や輿論のみで、何處にも永久不變の意志も目的もないことになる。永久不變の意志も目的もない様では、國家は百年續いても二百年續いても、それは唯表面の形式が續いて居ると言ふだけで、人格の本質たる魂は絶えず變つて居るのであるから、永久生命の人格的單一體とは言はれぬのである。即ち日本から其の國體を抜き去れば、美濃部博士の説く人格國家でないことになる。

以上の所説によりて、美濃部博士の國家法人説は進退兩難の窮地に立つて居る事が明白である。

それを判り易い様に、簡単に叙説すれば次の通りである。

(一) 博士は立憲主義(天皇機關説を含む)を宣説する目的の爲めに、國家を法人と見ることを便利として、國家法人を主張して、日本の國體を斥けた。

(二) 併し博士の國家法人説は、國家を法人と認むる法人法が無いから成立しない。けれど國家人格説として見れば立派に成立するのである。

(三) 所で、其の國家人格説を日本に適用する場合には、日本の國體を認めねばならぬ。何故なら、日本國家は、其の國體を認めなくては、人格とならぬからである。

(四) 併し日本の國體を認める事は、博士の立場としては忍び得ることである。何故なら、そ

れを認めれば立憲主義を宣説せんとする目的と矛盾するからである。

(五) そこで博士は實際に於て國家人格説を説いて居りながら、飽くまでも國家法人の名に膠着し、日本國家を法人として、立憲主義を宣揚し、天皇機關説を主張した。

(六) 併し「國家を法人と認むる法人法が無いのに、何故に國家を法人と説くか」と言ふ反對學者の攻撃に對しては、社會的意識が認めるとか、社會心理が認めるとか、自分が觀念するとか、自分が内部的考察によりて認めるとか言つて、逃げ廻つたが、如何に逃げ廻つても、國家法人説は少しも成立しないのである。

(七) それで國家を法人と見る事が出来れば、立憲主義の宣揚に都合宜いけれど、國家を法人と

認むべき法人法がないから、それが出来ない。然るに國家を人格と見ることにすれば、學說としては成立し得るけれど、之を日本國家に適用する時には、其の國體を認めねばならぬ。併し日本の國體を認めることは、立憲主義を宣揚せんとする博士の目的と矛盾するから、それも出来ない。

右の様なわけで、博士の國家觀は法人説かと思へば、人格説であり、人格説かと思へば法人説である。人格説を嗣とし、法人説を首とし、立憲主義を尾とする所の鶴的怪説である。吾等から見れば、立憲主義を投げ、法人説を捨て、日本國體を根柢として、何處までも國家人格説を立て通すが、正々堂々として立派であると思ふけれど、立憲主義に病み付かれた博士には、それが到底出来ぬのだから、是非がないのである。

第三章 日本憲法の解釋

已に前章に於て論じた通り、日本國體は信仰を基礎として成立した事實憲法で、而して成文憲法を生み出した母胎である。此のことは憲法發布の御告文中にある、次の言葉によりて明白である。

惟フニ此レ皆 皇祖 皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ

即ち憲法は明治二十二年二月二十一日の御發布によりて初めて出来たのではなく、皇祖皇宗以來、事實として行はれて居た日本國體の不成文憲法が、此の時に成文憲法となりて現はれたにすぎぬ。だから日本憲法は徹頭徹尾、日本國體の本義を以て解釋せねばならぬわけである。然るに美濃部博士は日本憲法を解釋するのに、西洋諸國の立憲主義

を以てすべきことを主張し、日本國體の事實憲法を無視せらるゝのである。博士によれば其の理由は次の如くである。

著者はわが憲法が、種々の點に於て、日本に獨特なる制度を取つて居る事を承認する者であるが、尙大體に於て西洋の諸國に共通する立憲主義を採用して居ることを確信し、憲法の解釋に於ても、必ず此の主義を基礎としなければならぬことを主張する者である。(「遂條憲法精義」序文)

勿論、日本憲法は多くの點に於て西洋の立憲主義の國法を取り入れて居ることは事實であらう。併しそれを理由として、西洋の立憲主義を以て日本憲法を解釋するのは間違つて居る。日本憲法は日本國體の本義に基いて出来たものであるから、假

令日本憲法中に西洋の國法を取り入れてあつた所で、それは唯日本國體の本義を實現する爲めの方便として、西洋の國法を取り入れたにすぎぬ。決してそれによりて、日本國體の本義が西洋の立憲主義に取り替へられたわけではない。それは丁度、日本の軍人が日本古來の甲冑を着ず、弓矢を取らないで、洋服を着、鐵砲を取りても、軍人の精神は西洋精神とならないで、依然として日本精神であるのと同じである。日本憲法中に西洋の國法を取り入れてあるから、日本國體の本義によらずして、西洋の立憲主義によりて解釋せねばならぬと言ふのは、日本軍人が洋服を着、鐵砲を持つて居るから、其の精神も西洋精神として見ねばならぬと言ふのと同様で、實に愚なることと言はねばならぬ。日本憲法は飽くまでも日本國體の本義を實現した

ものであるから、假令其の内に西洋の國法を取り入れてあつても、それは西洋の立憲主義を以て解釋せずして、日本國體の本義を以て解釋すべきである。少くとも日本國體の本義と矛盾せざる様に解釋すべきである。

前陳の理由によりて、吾等は以下に於て、日本國體の本義に基きて、日本憲法の一部——天皇主權説を宣揚するに關係ある一部分に就きて解釋を試みたいと思ふ。但し吾等は憲法學者でないから、吾等の解釋が憲法一般の通念から脱線して居るだらうと思ふ。併し吾等は、日本國體は萬代不易の事實憲法で、而して日本憲法を生み出した母胎であると信ずるから、吾等の解釋が日本國體の本義に合致する以上、憲法學一般の通念から脱線しても宜いと思ふ。加之、今や日本憲法の解釋は、天皇

機關説の禁止によりて、根本的に革正されねばならぬ時であるから、此の際、吾等が國體至上主義の立場から、憲法學一般の通念に拘泥することなく、思ふ所を自由に發表することは、天皇主權説を擁立するに就いて、何等かの参考となるであらう。

第一 天皇の統治權

憲法第一條には次の如く記してある。

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

右は日本國體の本義の内で、最大重要な點を宣示したものである。之を正當に理解するには、統治權の意義から正當に理解して掛らねばならぬ。然らば統治權とは何であるか。それは次に記する四つの目的を實現する權力である。

(一) 天皇の統治權の第一目的は、皇祖皇宗の遺

し給ひし御事業、即ち天壤無窮の皇運恢弘を成就することである。歴代の天皇は、天祖大神の天壤無窮の御神勅に循ひて、天津日嗣の高御座に登り給ふのであるから、天皇の統治權の目的は、天壤無窮の皇運恢弘より外に無いわけである。明治天皇は詔勅、勅語、勅諭、御製等に於て、此の意味を反復叮嚀に昭示し給ふたのである。憲法發布御告文中には、次の御文章を拜見する。

皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコトナシ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福

ヲ増進スベシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス；皇朕レ仰テ皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ祈リ併セテ朕ガ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此憲章ニ履行シテ愆ラザラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

右の御文章を拜讀すると、憲法發布は皇祖皇宗の御遺業成就を目的とする事が十分明白である。だから日本憲法の條文は、凡て此の目的達成の爲めに製作されたものである。少くとも此の目的達成と矛盾してはならないものである。之が日本憲法の特異性である。西洋の民主國の憲法は祖先の事を眼中におかず、唯現在に生きて居る國民の幸福を本位として成立して居る。爰に日本憲法と民主國の憲法とは、其の成立の根本精神に於て、大なる差別を示して居る。だから日本憲法の眞意を理解

せんとするものは、先づ此の差別點を明確に認識せねばならぬ。天皇機關説の主張者は、此の重要な差別點を無視して、日本天皇の統治權を民主國の統治權と同意味のものと思つて居る。此の點に於て天皇機關説は誤れる認識の上に立つて居る。

(二) 天皇の統治權の第二の目的は國民の教育である。已に説明した通り、統治權の第一目的は天祖大神の御遺業たる天壤無窮の皇運恢弘を成就することである。天皇は皇産靈の显现者として天祖大神の御延長であらせられるから、此の御遺業の成就を御使命となし給ふのである。所で他方に於て、國民は分産靈として、皇運恢弘の御事業に奉仕翼賛することを天祖大神に御誓ひ申した八百萬神の子孫であるから、天皇の御手となり御足となりて、其の御事業に奉仕翼賛すべき使命を遺傳的

に本有し居る。憲法發布の勅語中にある次の御文章は、此の意味を昭示するものである。

惟フニ我が祖我カ宗ハ我が臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我が帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我が神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我が臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕ガ意ヲ奉體シ朕ガ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我が帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ固クシ此ノ負擔ヲ別ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ

民主主義の國民は祖先を無視し、唯自分の幸福を一生の目的とするだけで、それ以外に使命などを

負ふて居ない。だから全く個人主義、自由主義で生きて行ける。然るに日本國民は天皇と同じ御祖先を有する分産靈として、天皇の統治事業に奉仕翼賛する使命を負ふて生れて來た。だから日本人は民主國の國民の様に、個人主義、自由主義を執る事を許されない。此の使命を果すべく精進することが、日本獨爾の國民道徳である。それで天皇が祖宗の御遺業を繼ぎて天壤無窮の皇運を恢弘し給ふに對し奉りて、國民は使命の自覺によりて自ら進んで、天皇の御事業に奉仕翼賛し奉らねばならぬ。斯くありてこそ君國一體の意義に適ふのである。併し此の使命の自覺は神ながらの信仰から生れる。神ながらの信仰が衰へると共に、此の自覺も薄らぐものである。然るに國民は非常國難の場合には、必要に迫られて神ながらの信仰を有つ様に

なるけれども、太平無事の時には、物質主義、個人主義、享樂主義に墮落して、神ながらの信仰を失ふ様になる。だから國民は太平無事の時でも、神ながらの信仰を失はぬ様に、従つて國民としての使命の自覺を忘れぬ様に、絶えず教育されねばならぬ。斯様に教育することが國民教育の眞目的である。それで天皇は内閣に文部大臣をおき、國民教育の任務に當らしめ給ふたのである。所が歴代の文部大臣其人が孰れも神ながらの信仰に徹して居なかつた爲め、國民教育の眞目的を理解することが出来なかつた。彼等は澎湃として西洋から押し寄せ來る物質主義、個人主義、自由主義、世界主義の洪水に驚愕顛倒して、國民教育の眞目的の那邊に在るやに就きて、全く認識力を喪失して居た。そこで明治天皇には之に就いて非常に御聖慮を煩

はせ給ひ、終に明治二十三年十月三十日、教育勅語を御煥發に相成りて、國民教育の根本方針を昭示し給ふたのである。其の内には次の御文章を拜讀する。

一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ是ノ如キハ獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

是れ天皇の御事業に奉仕翼賛すべき國民の使命を闡明し給ふたのである。之によりて日本の教育者は暗夜に燈を得、其の進むべき道を判然認識し得たわけである。明治天皇は國民思想の教育に就きて、斯程までに御軫念を懸けさせ給ふたのである。然るに歴代の文部大臣は天皇の御聖慮に副ひ奉る様に、國民教育を施し得なかつた。唯、科學萬能主

義の知識教育のみに力を入れて、國體本位の思想教育を全然怠つて居た。其の結果、日本人の思想は非國民的となりて、官立の最高學府から天皇機關説を出す様な時代を來たしたのである。

(三) 統治權の第三目的は國民の權利を保護することである。裁判所や警察署が此の事務を司る。併し斯ることは爰で説明する必要はないであらう

(四) 統治權の第四目的は國民の義務、即ち兵役と納税の義務を監督することである。此の兩義務は天皇の御事業を扶翼すべき國民の使命を法的に明示したものである。併し之に就いても爰に説明する必要はないであらう。

さて天祖大神は皇子孫をして天壤無窮の皇運を恢弘せしめんとすの御神意によりて、萬世一系の制を御定め遊ばされたのである。だから歴代天皇は

天祖大神の御神意に循ひて、皇運恢弘の御遺業を成就すべき御使命を負ひ給ふのである。明治天皇が憲法發布の御告文中に於て

皇朕レ仰テ皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラザラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

と宣らせ給ふたのも、天皇は其の御使命の至重至大なるを御自覺遊ばされたからである。實に御聖慮の程を拜察し奉ると、涙なしには居られぬことである。萬世一系の天皇は此の如く重大なる御使命を負ひ給ふのであるから、其の必然の結果として、萬世一系の天皇は此の御使命を果すべき統治權を皇祖皇宗より承繼して、之を御子孫に傳へ給ふのである。されば天皇は憲法發布の御上諭中に

於て、次の如く詔らせ給ふたのである。

國家統治ノ大權ハ朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フルトコロナリ

憲法第一條は、以上説き來つた意味を昭示するものと解釋すべきである。

以上論じた所によりて、天皇が統治權の主權者にあらせらるゝことは更に疑ふべき餘地の無いことである。然るに美濃部博士は飽までも國家其物を統治權の主權者とし、天皇を其の機關であると主張されるのである。少し長文にすぎるけれど、博士の著書中から其の文證を引用すれば次の通りである。

統治權は國家に屬する權利なり。國民主權説の主唱者は、如何なる國家に於ても統治權は必然に全國民に屬する權利なりと爲し、一方

に於ては君主主權説の主唱者は、君主國に於ては、君主が統治權の主體なりとなすと雖も二者共に正當ならず。統治權が國家に屬する權利なりと爲す事は、統治權が永遠の團體たる國家全體の目的の爲に存し、統治の作用が國家自身の活動として認めらるゝ社會心理上の必然の觀念なり。（「憲法撮要」二〇頁）

君主主權主義といひ、國民主權主義といふは唯國の憲法上の主義の問題であつて、即ち國の政體の差異に外ならぬ。その何れの主義を取るを問はず、統治權は常に國家に屬する權利であつて、國家のみが統治權の主體である。國民主權主義を取るとしても、國民は國家の機關として統治を行ふのであり、君主主權主義に於ても亦、君主は國家の機關として統治

の最高の源たるのみなる。（「遂條憲法精義」一七頁）

殊に近代の法律思想に於ては、生命ある永久的統一的團體としての國家意識が強く認められ、總て國の統治は此の永久的團體たる國家の爲に行はれるものであり、隨つてその活動は總て國家の活動として認識せられて居る。此の思想を言ひ表はす爲めに、吾々は統治權は永久的團體としての國家の權利であり、國家が統治權の主體であると稱する。（同書、七一頁）

國家が一の法人なりとする思想に對しては反對説少からず。或は曰く、君主國に於ては、統治權は君主之を總攬す、君主が統治權の主體なることは明瞭なりと。然れども君主は自己

の個人的權利として統治權を保有するに非ず。全國家の目的の爲めに之を行ひ、其の行爲の效果は専ら全國家に歸屬するものなるを以て、之を國家の權利なりとする事は、社會的認識に基く必然思想なり。若し統治權が君主の權利なりとせば、戰爭は君主の私闘となり、租税は君主の個人的收入となり、國營鐵道は君主の個人的營業となり、法律勅令は君主の崩すと共に其効力を失ふものとならざるべからず。其の社會意識に反すること言を俟たず（「憲法撮要」二二頁）

以上引用文中に現はれた要義を摘約すれば、次の三點に歸着する。

(一) 國家は永久に生存する法人で、意志を有し、目的を有して居る。

(二) 君主が國家を統治するのは、君主自身の個人的目的の爲にするのでなく、國家の目的の爲にするのである。

(三) だから、統治權は君主の權利でなくして、國家の權利である。即ち統治權の主體は國家であつて、君主は其の機關にすぎぬ。以上三論點の内、第一の國家を法人と見ることの、不合理にして成立し得ざること、已に前章に於て論じた通りである。だから博士の國家法人説は國家人格説と改めるべきである。併し國家人格説とした所で、之を日本に當嵌める場合には、其の國體を認めねばならぬ。何故なら、國體を認めなくては、日本國家は人格とならぬからである。已に日本の國體を認めるならば、國體は君國一體であるから、天皇の目的の外に國家の目的を認め

ることが出来ぬ。だから第二の論點も不成立である。已に君國一體である以上、國家の目的の爲めにする統治權は、即ち天皇の目的の爲めにする統治權である。即ち天皇は統治權の主體であらせられる。だから第三の論點も不成立である。だから博士の天皇機關説は全然不成立である。

尙博士は權利の意義に基いて、天皇機關説を主張して居られる。博士によれば、權利は個人的目的を果す爲めのものなるに、天皇の國家統治權は天皇御一身の目的の爲めに御行使遊ばすのでなくして、永久生命の國家の目的の爲めに御行使遊ばすのであるから、國家統治權は天皇の權利にあらずと言ふ事になる。博士は此の點に付き強き自信を抱き居るので、本年二月二十六日の貴族院に於て、次の如く大なる熱心を以て説いて居られる。

統治權は天皇御一身の爲めに存する力ではなく、従つて天皇の御一身に屬する私の權利と見るべきものではないと致しますならば、其の權利の主體は即ち目的の主體でありますから、統治の統治主體と申せば、即ち統治の目的の主體と云ふことに外ならぬのであります。

而して天皇が天の下をしろしますものは、天下國家の爲めであり、其の目的の歸屬する所は永遠恒久の團體たる國家に外ならぬのでありますから、我々は統治の權利主體は團體としての國家であると觀念いたしました、天皇は國の元首として、言換れば國の最高機關として此國家の一切の權利を總攬し給ひ、國家の一切の活動は立法も行政も司法も、總て

天皇に其最高の源を發するものと觀念するのであります。是が所謂機關説の生ずる所以であります。

所謂機關説と申しますのは、國家それ自身を一つの生命あり、それ自身に目的を有する恒久的團體、即ち法律學上の言葉を以て申せば、一の法人と觀念いたしました、天皇は此の法人たる國家の元首たる位置に在まし、國家を代表して國家の一切の權利を總攬し給ひ……

國家それ自身が一の法人であり、權利主體であることは、我憲法及法律の公認する所であると言はねばならないのであります。併し法人と申しますると一の團體であり、無形人でありますから、其の權利を行ひまする爲め

には、必ず法人を代表する者があり、其者の行爲が法律上法人の行爲たる効力を有する者がなければならぬのでありまして、斯の如き法人を代表して法人の權利を行ふ者を、法律學上の觀念として法人の機關と申すのであります。

右の如く、個人が自分自身の目的の爲にするものを個人の權利と言ひ、國家の目的の爲にするものを個人の權利でないと云つて、權利を個人自身の目的の爲にするものに限定する事は、如何にも愚なる解釋である。權利とは吾人の自律的目的を實現する爲の、正當として認められた意志である。自律的目的とは他人から要求されずして、自分自身の本有要求から生ずる目的である。斯る自律的目的の爲に正當と認められた意志は吾人の權利で

ある。其の目的は吾人の個人的利益を目的とするものでも、他人の幸福を目的とするものでも構はない。兎に角、其の目的が吾人の本有要求から来る自律的のものであるならば、それを果す爲に、正當と認められた意志は吾人の権利である。例へば親が子を教育することを考へて見るが宜い。吾が國の民法に於ては、其子を教育することは親の権利として認められて居る。此の場合、多くの親は其の子の教育によりて自分自身の利益を得ることを目的とせずして、全く其の子自身の幸福の爲に立派な人間たらしめんことを目的とするのである。それでも親は子を教育する権利を有すると言はれる。何故と言ふに、親は親の愛と言ふ親自身の本有要求から子を教育せんとする自律的目的を定め、而してそれを實行する爲の意志は、正當と

認められて居るからである。此の場合に、親が自分自身の利益を目的とするなら子を教育するの権利を有するけれど、子自身の幸福を目的とするならば、子を教育する権利が無いなどと言ふものは無い筈である。天皇が國民を御統治遊ばすのも同様である。

日本の國體は君國一體を本義とするから、天皇と國民との間柄は「義は臣民にして情は父子なり」と言ふ家族關係である。國民の慶福は即ち天皇御自身の慶福である。だから天皇が國民の慶福を目的として國家を統治し給ふは、正に親が子の幸福を目的として教育すると同様で、天皇御自身の本有要求から出た自律的目的である。換言すれば國家の爲めに御統治遊ばすことは、即ち天皇御自身の自律的目的の爲めに御統治遊ばすことに外なら

ぬ。だから権利は個人自身の目的の爲めにするもので、國家の目的の爲めにするものではないと言ふ理由によりて、統治権は天皇の権利でないと云ふのは、全く日本國體の根本義たる君國一體の意義を理解せざるによる謬見である。

第三 天皇の神聖不可侵

天皇は天祖大神の御延長として、皇産靈の体现者として、國家的生命の根元として絶対權威者であらせらるゝが故に、一切の御言動は絶対神聖にして國民の指斥言義を超越する。されば憲法第三條には次の如く明記してある。

天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

之を次の如く三項目に分ちて説明しよう。

(一) 統治の神聖不可侵 天皇は絶対主權者として日本帝國を統治し給ふ。併し天皇は統治の事

務を自ら執り給ふのでなくして、大臣に命じて之を行はしめ給ふのである。換言すれば統治活動の權力は天皇に發するが、此の權力を負ふて統治の事務を執ることは大臣の仕事である。天皇は絶対主權者として自由意志によりて、統治の事務を大臣に命じ給ふたのであるから、統治の善惡に就いて責任を負ひ給はぬ。大臣は天皇の命を受けて統治の事務を執るので、統治の意義に叶ふ様に事務を執るべき義務を有する。若し其の事務に不都合があるなら、之に就いて責任を負ふべきである。即ち天皇は大臣に命じて統治の事務を執らしむべき權利を有し給へども、其の事務の成績に就いて責任を超越し給ふ。國民は統治の事務に就いて、大臣の責任を問ふことは出来れども、天皇に對しては毛頭微塵も是彼と言議すべきでない。即ち神聖

にして侵すべからざるものである。

(二) 詔勅の神聖不可侵 天皇は絶対主権者であらせらるゝが故に、天皇御自身の御垂示たる詔勅の、神聖にして侵すべからざるは勿論である。然るに美濃部博士は、立憲主義から見れば詔勅は神聖不可侵でない主張して居る。即ち次の如く論じて居られる。

憲法以前に於ては、責任政治は未だ認められず、天皇の御一身のみならず、天皇の詔勅をも神聖侵すべからざるものと爲し、××を非議論難する行爲は總て天皇に對する不敬の行爲であるとせられて居た。憲法は之に反して大臣責任の制度を定め、總て國務に關する詔勅に付いては國務大臣がその責に任ずるものとした爲に、××を非難することは即ち國務

大臣の責任を論議する所以であつて、毫も天皇に對する不敬を意味しないものとなつた。それが立憲政治の責任政治たる所以であつて此の意味に於て、天皇の詔勅は決して神聖不可侵の性質を有するものでない。「天皇は神聖にして侵すべからず」と言ふ規定は、専ら天皇の御一身にのみ關する規定であつて、××に關する規定でない。××の大權の行使に付き、××に就ぎ、批評し、論議することは立憲政治に於ては國民の當然の自由に屬するものである。(「遂條憲法精義」一一六頁)

天皇は絶対主権者にして、大臣は其機關なるが故に、天皇は神聖不可侵なるも、大臣は天皇の命令を實行する行爲に於て責任を負ふべきである。國民は大臣の命令實行の仕方について非議論難する

自由を有するが、天皇が大臣に御命令を下し給はつたことに就いて毫頭言議すべきでない。若し命令實行に不都合があるなら、大臣は其の責を負ふべきであるが、天皇は超然として責任の外に在らせられる。然るに詔勅は天皇御自身の主権意志の直接發現にして、大臣の命令でないから、神聖にして國民の言議を超越して居る。責任政治とは日本では大臣の責任政治であつて、天皇の責任政治でない。天皇が大臣に命じて政務を執らしめ給ふた場合は責任政治の範圍に入るけれど、天皇が主権意志を詔勅として直接に發現し給ふた場合は、責任政治の範圍外に在る。美濃部博士が此の範圍を無視し、天皇の詔勅までも立憲主義の責任政治の範圍内に在りと解釋せんとしたるは、即ち日本國體の本義を無視し、西洋の立憲主義を飽くまで

も押し通さんとした結果で、全然間違つた考へである。

(三) 御一身の神聖不可侵 天皇は絶対主権者であらせらるゝが故に、其の御一身上の御行爲に於て神聖不可侵であらせられる。天皇の御一身に如何なる御行爲ありとも、刑法上の制裁は一切不適用である。凡て刑法は天皇の機關たる國民を取締る刑法であつて、刑法の立法者たる絶対主権者の天皇を取締り得ないものである。だから之を逆に言へば、天皇が御一身に於て神聖不可侵であらせらるゝことは、即ち天皇は統治の絶対主権者であらせられ、其の機關であらせられぬことを證明する。何故なら國家統治の主権者が別に在りて、天皇は其の機關であらせられるなら、其の主権者の制定した國法を其機關たる天皇の御一身に適用

し得ぬ筈はないからである。美濃部博士の天皇機
關説は、天皇御一身が國法の適用を超越し給ふ事
實によりて否定されて居る。

以上説いた所によると、天皇の神聖不可侵とは
天皇の無責任と言ふことの様で、天皇は如何なる
ことを爲し給ふとも、全く無責任であらせらるゝ
様に思はれるけれど、決してさうでない。天皇は
國家統治に就きて、重大なる御責任を負ひ給ふの
である。其の理由は次の通りである。

天皇は天祖大神の御神意に循ひ、皇祖皇宗の遺
し給へる天壤無窮の皇運恢弘の御事業を成就する
ことを御使命となし給ふ。憲法も此の御使命を果
さんが爲めに御制定遊ばされたにすぎぬ。憲法發
布の御告文を拜讀すれば、此の意味は明白に觀取
される。其の末尾には、次の御文章を拜讀する。

皇朕レ皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ祈リ併セテ朕
ガ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此憲章ヲ履行シ
テ愆ヲサランコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ

鑒ミタマヘ

右の御文章によりて拜察するに、天皇は臣民に率
先して憲法を履行することを、皇祖皇宗の神靈に
御誓ひ給ふたのであるから、天皇は即ち皇祖皇宗
に對して憲法を御履行になるべき責任を負ひ給ふ
のである。是れ天皇は天壤無窮の皇運を恢弘すべ
き御使命を負ふて、高御座に登り給ふたことの必
然の結果である。

併し天皇が國家統治に付き重大なる御責任を負
ひ給ふこと言つても、これは天皇が皇祖皇宗の神
靈に對して負ひ給ふに止るので、吾等國民たるも
のが之に就いて彼是と言議すべきでない。吾等は

唯、廣大無邊なる君徳を絶対に信仰して、一向に
奉仕翼賛の誠を盡すべきである。だから天皇御自
身としては皇祖皇宗に對して御責任を負ひ給ふの
であるが、吾等國民から申せば、天皇は絶対主權
者として神靈不可侵であらせらるゝのである。

第三 天皇と議會

天皇は統治權の主權者であらせられ、而して政
府と議會とは統治權を御行使になる天皇の機關に
すぎぬ。政府の大臣は天皇の機關として天皇の御
事業を補助し、議會は天皇の機關として天皇の御
事業に協賛するのである。即ち憲法第五條には次
の如く記してある。

天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
茲に協賛とあるは天皇を御補助申すことである。
國民は天皇の統治事業に奉仕翼賛すべき使命を負

ふて居る。議會は國民代表者として此の使命を果
さんが爲めに天皇を御補佐申上げる。それが協賛
である。而して其の補佐の形式は、議會が政府の
提出した法律案を議決することである。議決が終
れば、それで法律となるべきものゝ内容が出来た
わけである。併しそれだけでは、また國民を拘束
すべき法律ではない。それが天皇の御裁可を得て
初めて法律となるのである。憲法第六條には次の
如く記してある。

天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ズ

裁可とは天皇が議決された法律案を「法律とすべ
し」と御決定遊ばすことである。此の御裁可なきも
のは、議決された法律案でも法律となるを得ない。
而して御裁可遊ばすか御裁可遊ばされぬかは、天
皇の自由意志によることで、何物も之を強制し得

ないのである。これが憲法の原則である。だから天皇は立法権の主権者にあらせられ、議會は機關として天皇の立法事業を御補佐申上げるに止る。但し天皇と雖、憲法第五條の規定に反きて、議會の議決せざるものを法律として御裁可遊ばすわけには行かぬ。立法には憲法上必ず議會の協賛を要するのである。此の點に於て、天皇の御意志は絶対的無制限であるのではない。即ち天皇は憲法第五條の規定に循ひ遊ばすのである。して見ると憲法第五條は天皇の御意志を制することになるが、併し此の規定はもと天皇御自身の御意志から生れたものであるから、天皇の御意志が此規定によりて制せらるゝのは、御自身の御意志によりて制せらるゝので、即ち御自制である。自由と言ふことは自分以外の或る意志によりて制せられぬと言ふこ

とであるから、自制は自由の内に入るのである。だから天皇が憲法第五條に反きて法律を御裁可遊ばすことは出來ずとも、それは天皇の御自制であつて、天皇以外の意志ありて天皇の御意志を制することにはならない。だから天皇の御意志は無制限ではないが、併し自由である。

右の通り天皇は統治の主権者にして、議會は其の機關にすぎぬことは明白であるのに、美濃部博士は議會は天皇から獨立した國家の機關であつて、天皇の機關でないと言張せられる。其の議論は次の通りである。

帝國議會は國民の代表者として國の統治に參與するもので、天皇の機關として天皇からその權能を與へられて居るものでなく、隨つて原則としては議會は天皇に對して完全なる獨

立の地位を有し、天皇の命令に服するものではない。(「逐條憲法精義」二七九頁)
隨分亂暴なる議論である。博士が斯る議論を主張さるゝ理由は國家法人説に在る。國家法人説によれば、天皇も議會も法人國家の組織から直接に生ずる機關で、相對峙して獨立のものである。博士は次の如く論じて居られる。

直接機關と國家との間には委任の關係なし。國家先づ成立して後に直接關係を成立するに非ず。國家成立すれば、之と共に必ず直接機關なかるべからず。國家の始めて成立する場合に於ては、直接機關の組織は國家の成立と共に定まるものにして、其の組織は國の根本法を爲し、其れより以後は、其の國法の定に従て直接機關が組織せらる。……國會は等しく直

接に國家の組織法に基き國家機關たるものにして、君主より其の權限を委任せらるゝものに非ず。(「憲法撮要」、四六一—四七頁)
又次の如く論じて居られる。

立憲君主政は君民同治の政體なり。其の特色とする所は、君主と議會とが共に國家の直接機關となる點なり。

右の引用文によりて見ると、博士の説では、立憲政體の國家が成立すると同時に、其の直接機關として天皇と議會とが成立する。だから議會は天皇によりて作られたものでなくして、天皇と同様に、國家其物の組織であるから、天皇に對して獨立の位置に在ると言ふのである。若し日本の立憲政體が天皇と國民との相談によりて出來たものなら、天皇と議會とが國家の機關として同時に出來たと

言つて宜いであらう。所が事實はそうでなく、日本の立憲政體は天皇によりて作り出されたものである。それは天皇が明治元年三月十四日に五ヶ條の御誓文を御發表になつた時から、明治二十二年二月十一日に憲法を御發布になつた時に至るまでの、憲法制定の由來を見れば能く判ることである。其の間に、天皇は憲法制定に就きて非常に御聖慮を煩はし給ふたが、明治十四年十月十二日に、議會開催に就いて御發布になつた御詔勅中に、次の如き御文章を拜讀する。

願ルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業
實ニ輕舉ニ便ナラズ我祖我宗昭臨シテ上ニ在
リ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷ジテ
之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ
期シ議會ヲ開キ以テ朕ガ初志ヲ成サントス今

在延臣僚ニ命ジ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責
ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ヲ衷ヲ裁
シ時ニ及テ公布スル所アラントス

右の御文章によりて明白である通り、天皇は皇祖
皇宗の御遺業を成就し給ふべき御使命によりて憲
法を御制定遊ばされたのである。従つて議會の組
織權限は天皇の御裁斷によりて定められたのであ
る。天皇は議會と言ふ機關を設け、もと政治に參與
する資格の無かつた國民に、其資格を授け給ふた
のである。だから議會は天皇に對峙し、天皇から獨
立に生れたものでなく、天皇によりて制定せられ、
天皇によりて其の權限を付與されたものである。
天皇は憲法の出來ぬ前から、出來た後まで續いて
同一の主權者であらせられ、議會は天皇の御制定
による憲法によりて生れたものである。だから議

會が天皇に對して完全なる獨立の地位に在ると言
ふ美濃部博士の説は、憲法制定の由來を無視して、
自分勝手に臆斷したものにすぎぬ。

憲法制定の由來から見ても、議會が天皇の御意志
によりて生み出されたものなることは、右の如く
明白であるのに、尙博士は議會が天皇に對して獨
立であることを強辯して次の如く論じて居らる。

若し議會が天皇の命令に従はねばならぬもの
とするならば、何時でも政府案に對して可決
する外はない。それを否決したり、修正した
りすることが出來ると言ふことはなくなるで
はないか。政府案を可決したり、否決したり出
來ることが、それが議會が原則として天皇の
命に従はなくてもよい證據である。

右は國法學者にもあるまじき愚なる議論である。

博士は天皇も政府も同様に機關だと思つて居らる
ゝから、斯る議論が出るのであらう。政府は天皇
でない。政府も議會も共に天皇の機關にすぎぬ。天
皇は日本統治の御事業を御實行遊ばすに就いて、
先づ機關たる政府に命じて其の方法を立案せしめ
給ひ、而して更に機關たる議會に命じて政府案を
審議せしめ給ふのである。斯く議會の審議を経た
る上に、初めて政府案が天皇の御裁可を得て、
國家の意志として公布せらるゝのである。だから
議會の審議を受けつゝある政府案は天皇の命令で
なくして、天皇の機關たる政府の原案にすぎぬ。
それが議會の審議を経た後で、天皇の御裁可を得
て、初めて御命令となるのである。だから議會が
政府案に就きて審議することを、天皇の御命令に
就きて審議するものと思つてはならぬ。之を卑近

な事に喩へて見れば、一家の主人が商業上の經營方法に就き、先づ大番頭に命じて立案せしめ、それを番頭會議に持ち出し、他の番頭をして大番頭案に就きて批判せしめる様なものである。小番頭達が大番頭案に對して彼是批判するのは、主人に對して反對するのでない。主人の命令によりて大番頭案を批判するにすぎぬ。議會でも同様である。開院式に際して、天皇は議會に對して「朕が意を體して和衷協力慎重審議せよ」との御勅語を賜はる。此の御勅語は即ち「政府案に就いて審議せよ」との御命令である。議會は此の命令によりて政府案を審議するのである。だから議會が政府案に就いて反對しても、それは天皇の御命令に反對するのではなくして、天皇の機關たる政府の原案に反對するのである。而して之に反對するのは、天皇か

ら獨立した自己固有の權力によりて反對するのでなくして、天皇の機關として、天皇から許された權能によりて反對するのである。斯る事は常識的に見て最も明白である。然るに博士は此の明白なことを理解し得ないで、天皇と政府とを同一視して、議會が政府案に反對する事を、天皇に反對するのであると強辯して居らるゝのは、詰り國家法人説を無理にでも日本帝國に押し付けて、天皇を國家の機關となさんとする思想に捉はれて居らるゝ爲めであらう。

第四 統帥權の獨立

天皇は日本の國家的生命を支配し給ふ絶對的主權者であらせられる。此の主權の及ぶ範圍は中々廣汎であるが、之を分類すると統治權、統帥權、祭祀權、榮典授與の權、宗主權となる。其の内で

主として統治權の發動規定を表はしたものが憲法である。だから憲法は天皇の支配權全部を現はすものでない。天皇の支配權は憲法の範圍外に擴がり居ることを理解することが必要である。

憲法には第十一條に次の如く記してある。

天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

右の統帥權が内閣からも議會からも全然獨立して天皇直屬のものであることは、明治十五年一月四日、天皇が陸海軍々人に賜はつた勅諭によりて確定された。其の内に次の如き御文章を拜讀する。

夫レ兵馬ノ大權ハ朕カ統フル所ナレバ其司司ヲコソ臣下ニハ任スナレ其大綱ハ朕親之ヲ攬リ肯テ臣下ニ委ヌヘキモノニアラス子々孫々ニ至ルマデ篤ク斯旨ヲ傳ヘ天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ再中世以降ノ如キ失

體ナカラシコトヲ望ムナリ朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルゾサレバ朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ汝等ハ朕ヲ頭首ト仰ギテゾ其親ハ特ニ深カルヘキ朕カ國家ヲ保護シテ上天ノ惠ニ應ジ祖宗ノ恩ニ報イマキラスル事ヲ得ルモ得ザルモ汝等軍人ガ其職ヲ盡スト盡ササルトニ由ルゾカシ我國ノ稜威振ハサルコトアラバ汝等能ク朕ト憂ヲ共ニセヨ我武維揚リテ其榮ヲ輝サバ朕汝等ト其譽ヲ俱ニスヘシ汝等皆其職ヲ守リ朕ト一心ニナリテ力ヲ國家ノ保護ニ盡サバ我國ノ蒼生ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ我國ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモナリスベシ

右の如く統帥大權が内閣からも議會からも全然獨立して居ることは、日本にのみ獨特にして西洋諸國には全く例の無いことである。若し西洋の立憲

主議から言へば、統帥權が斯様に獨立することは許されない筈である。だから美濃部博士は「議會政治の檢討」に於て、次の如く論じて居られる。

立憲政治の一般條理から言へば、統帥權の獨立と言ふ様な原則は全く認むべきでない。

右の如き論は西洋の法人國家觀に膠着して、日本獨爾の國體の本義を認識し得ざる結果である。日本國體の本義から言へば、君國一體にして、政府も議會も軍隊も、天皇の機關にすぎぬ。天皇は絕對主權者たる自由の御意志によりて、其支配權の一方面、即ち政治方面に屬する大權を憲法として表はし、而して統帥權を全く政治方面から獨立せしめ給ふた。日本の天皇は西洋の國王や大統領の如き、國家の機關でなくして絕對主權者であらせらるゝから、統帥權を憲法外に獨立せしめ給ふた

とて、不合理であるべき道理は更に無いのである。

加之、天皇が御自身に統帥權を握り給ふことは、前の勅諭によりて明白である通り、非常に深き理由に就き御軫念遊ばされた結果であることを見通してはならぬ。先づ第一に、日本軍人が世界無比に強いのは何の爲めであるか。是れ全く日本軍人が天皇直屬の軍人であると言ふ殊遇の位置に感激して、水火をも厭はぬと言ふ勇氣を振ひ起す結果でなくて何てあらうか。之に反して、若し軍人が内閣大臣の命令によりて出征する様なことであるなら、誰が身命を賭して奮戦するものか。それよりか、政黨と握手して政權争奪の走狗となつて働くであらう。若しさうなつたら、再び幕府政治を出現させることとなりて、國家の安寧を亂し、國民をして塗炭の苦を嘗めさせることになるであら

う。斯様に考へて見ると、軍人が内閣からも議會からも全然獨立して、天皇に直屬すると言ふ事は、日本國民に取りて非常に幸福なことであり、又日本國家の向上發展に取りて、非常に必要なことである。然るに美濃部博士が其邊のことを考へないで、唯西洋の法人國の立憲政體を手本にして、統帥權の獨立を非立憲的であるとして非難するものは、單に其の思慮の淺薄であるのみならず、西洋崇拜の餘り、日本人としての國民性を失つたものと謂はねばならぬ。

第五 天皇と國家的會計

天皇は主權者として國家を統治し給ふ爲めに、多額の費用を必要とし給ふ。此の必要を充す爲めに憲法第六章には國家の會計に關する規定を明記してある。即ち第六十二條には租稅、國債、國庫

に關する規定を、第七十二條には國家の歲入歲出に關する規定を記してある。租稅は天皇が國家統治に必要な費用を得る爲めに徵集し給ふのである。國債は天皇が國家統治に必要とする費用を得る爲めに起し給ふのである。國庫は天皇が國家統治の爲めに必要な金品を取扱ふ會計官廳である。歲入歲出は天皇が國家統治の爲めの歲入歲入である。即ち租稅も、國債も、國庫も、歲入歲入も、凡て天皇が國家統治の目的を達成せんが爲めの天皇の會計に屬するものである。然るに美濃部博士は天皇機關説の立場から、此等の會計に就きて次の如く論じて居らるゝ。

憲法の條文の中には、國家を法人と見なければ説明する事の出来ない規定が少なからず見えて居るのであります。……第六十二條第三

項には「國債」及び「國庫」とあります。第六十四條及び第七十二條には「國家の歳入」と云ふ言葉が見えて居ります。又第六十二條には國庫から皇室經費を支出すべき義務あることを認めて居ります。總て是等の文字は國家自身が公債を起し、歳入をなし、自己の財産を有し、皇室經費を支出する主體であることを明示して居るのであります。即ち國家それ自身が法人であると解しなければ、到底説明し得ない所であります。其他國稅と云ひ、國有財産と云ひ、國際條約と云ふやうな言葉は、法律上普く公認せられ居りますが、それは國家それ自身が租稅を課し、財産を有し、條約を結ぶものであることを示して居るものであることは申す迄もないことで

あります。即ち國家それ自身が一つの法人であり、權利主體であることは、我が憲法及び法律の公認する所であると言はねばならないのであります。併し法人と申しますと一の團體であり、無形人でありませぬから、其權利を行ひます爲には、必ず法人を代表する者が有り、其者の行爲が法律上法人の行爲たる効力を有する者がなければならぬのであります。斯の如き法人を代表して法人の權利を行ふ者を、法律學上の觀念として法人の機關と申すのであります。卒然として天皇が國家の機關たる地位に在ますと云ふやうなことを申しますと、法律學の知識のない者は、或は不穩の言を吐くものと感ずるものがあるかも知れませぬが、其意味する所は天皇は御一身

御一家の權利として統治權を保有し給ふのではなく、それは國家の公事であり、天皇は御一身を以て國家を體現し給ひ、國家の總ての活動は、天皇に其最高の源を發し、天皇の行爲が天皇の御一身上の私の行爲としてではなく、國家の行爲として効力を生ずることを言ひ現はものであります。(昭和十年二月二十六日貴族院議事速記録)

右の論説を判り易い様に言へば次の如くなる。國稅、國債、國庫、國家の歳入等という言葉は、國家それ自身が法人として、租稅を課し國債を起し、財産を所有し、歳入をなす權利を有することを意味する。而して天皇は國家の機關として此等會計の事を統治し給ふにすぎぬ。若し天皇が國家の機關でなくして

統治主體であらせらるゝならば、國家の會計は天皇個人の會計となり、國稅、國債、國庫、國家の歳入等は天皇稅、天皇債、天皇庫、天皇の歳入等と言ふ言葉に變更されるわけである。併し斯る言葉が使用されずして、國稅、國債、國庫、國家の歳入等という言葉が憲法に使用されて居ることは、即ち國家は統治主體にして、天皇は其の機關なることが、憲法上公認されて居ることになる。

随分亂暴にして粗雑な議論である。國家が權利主體として租稅を課し、公債を起し、財産を所有する事は、美濃部博士の言ふ通りである。併しそれは國家が法人であるが爲めでなく、人格であるが爲めである。而して日本國體は君國一體であるから、國家をして人格たらしむるものは天皇であ

らせられる。天皇は國家を統治せんとする自律的意志によりて國家を統治し給ふ。天皇の御意志は即ち國家の意志である。天皇の御意志の活動によりて、國家が意志を有し目的を有する所の人格となる。斯く人格なるが故に、國家は權利主體として租税を課し、公債を起し、財産を所有するのである。斯く國家は天皇の御意志によりて權利主體となるのだから、天皇を離れて國家の權利主體は無いのである。國家の權利は即ち天皇の權利を意味する。國家の會計は、天皇が其の權利によりて國家を御統治遊ばす御事業の爲めの會計である。だから國家の會計は其の名の儘で天皇の會計を意味する。同様に、國稅、國債、國庫、國家の歳出歳入は、其の名の儘で、天皇稅、天皇債、天皇庫、天皇の歳出歳入を意味する。

御 斷 り

本論文の國體明徴は目下の急迫せる問題ですから、第五號と第六號と二度に出すべき所を、合せて一度に出すことにしました。又同じ理由で他の論文や記事を省きて、本論文だけを出すことにしました。御諒解を乞ふ。

神宮禮拜協會々則

- 第一條** 本會ハ神宮禮拜協會ト稱ス。
第二條 本會ノ目的ハ日本國民ヲシテ別項ノ信條ヲ遵守奉行セシメントスルニ在リ。
第三條 本會ハ第二條ニ掲ゲタル目的ヲ達成センガ爲メニ左ノ事業ヲ行フ。
 (一) 講演會及ビ講習會ヲ開催スルコト。
 (二) 雜誌「天靈」ヲ發行スルコト。(隔月)
 (三) 月々産靈會ヲ開キ、各自ノ體驗、感想、意見ヲ吐露シテ、自他ノ日本我啓發ニ努力スルコト。
第四條 本會ノ主義ニ共鳴シ、其ノ目的達成ノ運動ニ參加セントスルモノハ、何人タリトモ會員タルヲ得ベシ。但シ會員ハ會費年額五十錢納付ノコト。
第五條 本會々員ハ誓ツテ左ノ二項ヲ實行スベシ
 (一) 本會ノ信條ニ基キ、家庭ニ神宮ヲ奉祀シ、毎ト日之ヲ禮拜シテ日本我ノ長養ニ精進スルコト
 (二) 會員ノ勸誘ニ努力スルコト。
第六條 本會ニ會長一名、理事若干名ヲ置ク。
第七條 本會ノ目的達成ニ要スル費用ハ特志家ノ寄附ヲ以テ之ニ充ツ。

禁 轉 載

昭和十年六月廿二日 印 刷 定 價 三 錢
 昭和十年六月廿五日 發 行 送 料 二 錢
 (切手代用可)
 東京市中野區鷺宮一ノ八
 編輯發行 渡 邊 偉 哉
 大阪市西區阿波座上通
 三丁目一五
 印刷人 橋 本 正 隆
 同 所
 印刷所 橋 本 兄 成 社
 東京市中野區鷺宮一ノ八
 神 宮 禮 拜 協 會

終

